2023年度「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」 審査要項

国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムの審査・採択にあたっては、以下の方針に基づき、各申請が本事業の目的に沿った内容であるかを精査する。

1. 審査方法

- 〇審査は「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム審査委員会」(以下 「審査委員会」)において行う。
- 〇1次審査として書面審査を実施し、書面審査の結果「採択」・「不採択」・「ヒア リング対象」となるプログラム候補を選定する。
- 〇ヒアリング対象となるプログラムは、書面審査の評点が同一の場合や審査委員の 書面審査の評点の差が著しく開いた場合等であって、審査の結果が採択の判断に 影響する可能性があるもの等、審査委員が必要と判断したプログラムを対象に、 審査委員会で審議の上決定する。
- 〇ヒアリング対象となったプログラムにのみ2次審査(ヒアリング)を実施し、ヒアリングの結果「採択」・「不採択」となるプログラム候補を選定する。
- ○審査委員会は審査の客観性を担保するため、複数の委員の合議により審査を行う。
- 〇審査の過程は別紙参照。

2. 審查方針

審査委員会は国費外国人留学生を優先的に配置するにふさわしいプログラム候補 を選定するため、以下の審査基準に照らし審査を行う。

その結果を踏まえ、文部科学省では事業の目的に照らし、プログラムの多様性と留学生受け入れの効果を確保していく観点から、単に実績だけではなく、実施機関の地域配置、設置形態および留学生の対象国・地域のバランスや将来性等に配慮し、採択プログラムを決定する。

<審査基準>

- ①プログラムの目的、教育・研究内容
 - ○プログラムの趣旨・目的・養成する人材像と具体的な取組とに整合性があるか。
 - ○大学の強みを活用した独自性あるプログラムであり、教育・研究内容が優れているか。
 - 〇対象としている地域・分野、留学生のニーズを把握したプログラムであるか。
 - 〇日本人学生との共修の仕組みを取り入れる等、実施主体のグローバル化及び教育研究力の向上に資するプログラムであるか。

②留学生の受入れ及び在学中を通した学習・研究の質の確保

- 〇高度外国人材となり得る優秀な留学生を獲得するための方針・仕組み(募集戦略・方法、入試内容等)が構築されているか。
- 〇私費留学生等を確実に獲得できる体制となっているか(留学生獲得戦略の策定、 協定校受入れ計画等)。
- 〇標準修業年限内に学位を修得させるための効果的な指導体制が取られている か。
- 〇在学中を通して優秀な留学生の学力・研究力を維持・向上させるための方針・ 仕組み(成績管理等)はあるか。

③実施体制

- ○留学生の募集・採用から就職・フォローアップまでの支援を実効的に行うこと が出来る体制が整備されているか。
- ○留学生に対して修了・卒業後の進路に関する将来ビジョンを示し、特に日本における定着を希望する留学生のためのキャリア教育、支援体制が整備されているか。
- 〇日本での生活等に関して留学生に対する支援体制ができているか。
- 〇プログラムの実施、評価等に関する体制、PDCAサイクル等が整備されているか。

④プログラムの実現可能性・持続可能性

- 〇外国人留学生の受入れ実績や既設プログラム等の実施成果を踏まえた、実現可能性・持続可能性の高い計画が構築されているか。
- 〇優先配置期間終了後も継続してプログラムを実施できる体制が計画されているか。
- 〇過去に「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラムについては、過去の実施による成果があがっているか。また、プログラムの見直し、改善が図られており、今後さらなる充実が見込まれる計画であるか。

3. その他

(1) 開示・公開等

- ① 審査は非公開とし審査の経過は公にしない。
- ② 採択・不採択の結果については、応募のあった大学に対し、書面で通知する。
- ③ 採択プログラムについては別途文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 利害関係者の排除

委員は、所属大学等の申請案件にかかわる場合など、利害関係者として中立・公平に審査を行うことが困難であると判断される申請については、審査に加わらない

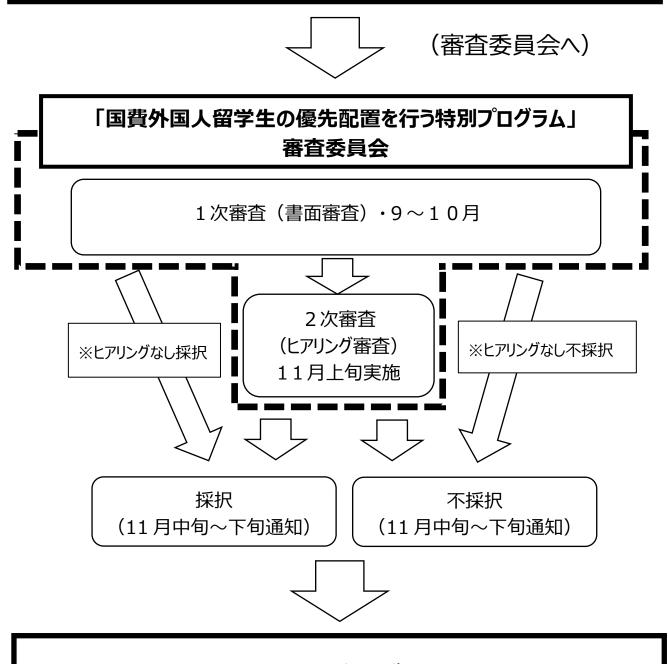
こととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

・ 委員本人又は当該委員の所属大学からの申請の場合 等

「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」審査の流れ(予定)

文部科学省(公募)7月中旬



文部科学省(採択プログラム HP 掲載)